

電気工事業を更新するときの申請

1 電気工事業の登録の有効期間は5年間です。

電気工事業の事業を続けるためには、登録の日から5年ごとに更新の手続をする必要があります。

2 手続に必要な書類

書類	部数	備考
登録電気工事業者登録申請書	1	※押印は不要です。
誓約書	各1	※押印は不要です。 ①法人の場合には、法人としての誓約書と主任電気工事士の誓約書を提出してください。 ②個人事業の場合には、事業者の代表者と主任電気工事士の誓約書を提出してください。 ※ただし、法人の代表者または個人事業の代表者が主任電気工事士を兼任する場合は、主任電気工事士の誓約書は不要です。
主任電気工事士の雇用証明書	1	※押印は不要です。 事業者の代表者が主任電気工事士である場合には、提出は不要です。
主任電気工事士免状の写し	1	第一種電気工事士の方は、法定講習の受講記録の欄の写しも添付してください。
登記事項証明書（法人登記簿謄本）	1	法人である場合に提出してください。個人事業の場合には提出は不要です。
備付器具調書	1	取り扱う工種（一般用電気工作物のみの場合、自家用電気工作物も取り扱う場合）により必要な機器が異なりますので、調書の注釈の記載を参考に作成してください。
電気工事業者登録証	1	既に交付されている電気工事業者登録証を返納してください。

3 手数料

12,000円（鳥取県収入証紙*で納付してください。）

4 申請の方法

申請に必要な書類を、登録期間の満了日の10日前までに次の申請先に郵送または持参してください。

（郵送の場合で確実な配達を希望するときは、簡易書留などをご検討ください。）

鳥取県危機管理局消防防災課
〒680-8570
鳥取市東町一丁目271番地
電話 0857-26-7063

* 鳥取県収入証紙は鳥取県内の銀行や鳥取県庁売店で購入することができます。

様式第2（第2条）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

鳥取県収入証紙貼付欄
(消印はしないこと)

12,000円

登録電気工事業者更新登録申請書

年 月 日

鳥取県知事様

住 所〒

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

連絡先電話番号

電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第3項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 現在の登録の年月日及び登録番号

年 月 日 鳥取県知事登録第 号

2 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
		一般用電気工作物 自家用電気工作物		第 種電気工事士免状 第 号

(工種を○で囲むこと)

3 法人にあっては、その役員の氏名

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと

3 電気工事の種類の欄には、「一般用電気工作物」又は「自家用電気工作物」を記載すること

4 主任電気工事士等の氏名の欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあっては*印を付すこと

5 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名の欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号の欄には記載することを要しない。

[添付書類]

登録申請者誓約書

年 月 日

鳥取県知事様

住所

名称

私及び当社役員は、電気工事業の業務の適性化に関する法律第6条第1項第1号から第5号に該当しない者であることを誓約します。

[添付書類]

主任電気工事士誓約書

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所

氏 名

私は、電気工事業の業務の適性化に関する法律第6条第1項第1号から第4号に該当しない者であることを誓約します。

※登録申請者が主任電気工事士を兼ねる場合には提出は不要です。

[添付書類]

雇用証明書

年 月 日

鳥取県知事様

登録申請者 住 所

氏名又は名称

法人にあっては
代表者の氏名

下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明いたします。

記

主任電気工事士の氏名	
住 所	
生 年 月 日 ・ 年 齢	年 月 日 生 滿 歳
雇 用 年 月 日	

※登録申請者が主任電気工事士を兼ねる場合には提出は不要です。

[添付書類]

電気工事士免状の写し

氏名欄の写しを貼付してください。

第一種電気工事士の方は、法定講習の受講記録欄を貼付してください。

※第一種電気工事士免状の交付を受けている方は、講習の受講履歴欄の写しも貼付してください。

[添付書類]

備付器具調書

器具名	製造年	製品番号	台数	製造業者名
①絶縁抵抗計				
②接地抵抗計				
③回路計であって抵抗 および交流電圧を測 定できる器具				
④低圧検電器				
⑤高圧検電器				
⑥継電器試験装置				
借入先				
⑦絶縁耐力試験装置				
借入先				

※継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置は、他業者等から借り入れることができます。この場合には、借入先を明記してください。

※一般用電気工作物のみを取り扱う場合には、①～③までの機器が必要です。

※自家用電気工作物を取り扱う場合には、①～⑦までの機器が必要です。

※継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置は、他業者等から借り入れることができます。この場合には、借入先を明記してください。